

「宇都宮市重度障がい者向け グループホーム整備促進補助金」のご案内

宇都宮市ではこれまで「グループホーム設置費補助金」「グループホーム設置促進事業補助金」の2つの補助金を運用し、グループホームの設置を支援してまいりました。今回、上記補助金を見直し、新たに「宇都宮市重度障がい者向けグループホーム整備促進補助金」を新設し、重度障がい者向けグループホームの整備費用を一部補助することにより重度障がい者、グループホーム設置事業者を支援し、障がい者福祉の更なる充実を図ります。

補助対象事業者

市内にて重度障がい者※を受け入れている（又は年度内に受け入れ予定）
グループホーム設置事業者
※ 障がい支援区分4であり強度行動障がいのある者及び障がい支援区分5以上

補助メニュー

- ① **介護備品購入費補助** …重度障がい者が日常生活に必要な介護備品購入費
(1品又は1組の取得価格が**10,000円以上**)



例：重度障がい者が入居している部屋に設置する介護ベッド



入浴補助を目的とした介護用風呂椅子、浴槽手すり、入浴台

排泄補助を目的としたポータブルトイレ、簡易便器 など



- ② **バリアフリー改修費補助** …重度障がい者が日常生活を送りやすくするための
改修工事費

例：転倒予防や移動、移乗のための手すりの取り付け工事

床の段差や玄関から道路までの通路の段差を解消するスロープ工事など

※社会福祉施設等施設整備費補助金や国、県又は市の助成を受けたものは
対象外となります。

補助金額

補助金額	補助対象経費の実支出額ごとに4分の3の額を上限
①介護備品購入費補助	（上限：75万円）
②バリアフリー改修費補助	（上限：22万5千円）

- 原則、1棟につき1回までの補助となります。
- 介護備品購入費は、居室部分と共有部分のいずれにも上限金額内で補助可能。

申請フロー



重度障がい者未入居の場合、本申請前に仮申請が必要です。



申請に必要な書類

仮申請に必要となる書類

- ①仮補助金等交付・取下げ申請書
- ②事業計画・収支予算・決算書
- ③入居（予定）者名簿兼宣誓書
- ④備品の設置予定場所を記載したもの

年度内に重度障がい者が入居されない場合、取り下げ申請が必要となるのでご注意下さい。

申請に必要となる書類

- ①申請書
- ②事業計画・収支予算・決算書
- ③入居者名簿兼宣誓書
- ④口座振込依頼書
- ⑤見積書
- ⑥備品カタログの写し 又は 改修前の写真
- ⑦備品の設置予定場所を記載したもの

事前にご相談の上、メールにてお申込み下さい。

本制度について

- ・本制度は重度障がい者がいきいきと生活できることを目的として、重度障がい者のグループホーム受け入れを積極的に行う事業者を対象とした補助事業です。
- ・重度障がい者の生活レベル向上や各入居者障がいの度合いに応じた介護を支援するため、補助対象は「介護備品購入費」と「バリアフリー改修費」となっています。
- ・「介護備品購入費」は共有部分（廊下や浴室などの共同生活スペース）と居室部分（重度障がい者が入居する部屋）分かれています。
居室の介護備品購入については、重度障がい者を1名受け入れる毎に申請が可能です。また、共有部分と居室部分の備品購入を合わせて申請が可能です。
なお、新設に伴い補助上限額の引き上げをおこなっております。
- ・「バリアフリー改修費」は重度障がい者のためのバリアフリー改修に限ります。
- ・原則グループホーム1棟に対して交付1回（介護備品購入費の居室部分に関しては1名受け入れ毎に交付1回）ですが、必要に応じて交付対象となる場合があります。
- ・事前にご相談の上、メールにてお申込みください。

詳細については交付要綱をご確認の上、
不明点等あればお問い合わせください。



補助金に関するお問い合わせ・お手続き窓口

宇都宮市役所 保健福祉部 障がい福祉課 自立支援グループ

TEL : 028-632-2229 FAX : 028-636-0398

E-Mail : u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp